

東京都高齢者保健福祉計画 中間のまとめに関する 意見募集に寄せられた御意見について

◆意見提出者数：44（内、個人：37、法人：7）、意見総数：57件

No.	ご意見	東京都としての考え方	関連頁
○ 計画全体について			
1	<p>◆住民目線での計画策定を</p> <p>この計画が、地域・住民を考慮して作られたものなのか疑問を感じる。まずは地域包括ケアシステムの周知と住民の意見集約が大切であり、住民の目線で「地域包括ケア構築」を計画してほしい。</p>	<p>計画の策定に当たっては、検討の場として東京都高齢者保健福祉計画策定委員会を設置し、被保険者・利用者・都民代表（公募）の委員も含めた構成とするとともに、計画の「中間のまとめ」公表に際してパブリックコメントを実施する等、都民の皆様のご意見を踏まえた計画となるよう努めてまいりました。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの実現に向けては、各区市町村が中心となって、地域の課題や必要となるサービス等を把握し、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの姿を描いた上で、地域住民や様々な人材が相互に連携できるコミュニティを築き、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ることが求められています。</p> <p>都は、各区市町村が地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう、各区市町村の取組を支援してまいります。</p>	-
2	<p>◆具現化可能な計画策定を</p> <p>活動熱心な住民・団体ですら地域包括ケアシステムを理解していない。そのことを十分に踏まえ、第7期は具現化可能な計画を立ててほしい。</p>	<p>地域包括ケアシステムの実現に向けては、各区市町村が中心となって、地域の課題や必要となるサービス等を把握し、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの姿を描いた上で、地域住民や様々な人材が相互に連携できるコミュニティを築き、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ることが求められています。</p> <p>都は、各区市町村が地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう、計画第2部で示した施策等を着実に実施し、各区市町村の取組を支援してまいります。</p>	-
○ 第1部「計画の考え方」について			
● 地域包括ケアシステムの姿について			
3	<p>◆「鍼灸師」の記載修正</p> <p>「針灸師」との記載を、正式名称の「はり師」「きゅう師」としてほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正しました。</p>	38-
4	<p>◆ケアマネジャーの位置づけ</p> <p>図にケアマネジャー（居宅介護支援事業所）を位置づけるべきではないか。（同内容のご意見：32件 → P6参照）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、図の「介護」部分に「居宅介護支援事業所」及び「ケアマネジャー」を追記しました。</p>	38-
5	<p>◆図の考え方</p> <p>「制度」と「箱もの」が混在し、かつ「人」についてあまり触れられていないため、イメージしにくい。地域包括支援センターに相談した後、誰が責任を持ってどのような支援がどの段階で誰から得られるかわからない。</p>	<p>「平成37年の地域包括ケアシステムの姿」は、地域包括支援センターを中心に、「介護予防」「生活支援」「居住支援」「認知症支援」「介護」「医療」の各要素が連携・協働することにより、まちづくりの一環としての地域包括ケアシステムの構築が実現された状態を示した一つのイメージ図です。</p> <p>各区市町村はこれを参考にしつつ、各地域の課題や必要となるサービス等を把握し、それぞれの地域の実情に応じた個別具体的な地域包括ケアシステムの姿を描き、構築することが求められていると認識しています。</p>	38-

No.	ご意見	東京都としての考え方	関連頁
● 居宅介護支援事業所の役割について			
6	<p>◆居宅介護支援事業の役割</p> <p>第1部第3章における地域包括支援センターの役割という記載の中には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が主軸として担っているものもある。居宅介護支援事業所の役割についても、独立した項目を設けていただきたい。</p>	<p>地域包括支援センターについては、「まちづくり」や「地域づくり」の視点も含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて中核的な役割を担う機関であるため、「東京の平成37年の地域包括ケアシステムの姿」に続き、項目を設けて記載しております。</p> <p>なお、介護支援専門員の役割については、高齢者の在宅生活を支えるための多様なサービス主体間の連携に中核的役割を担うこと等を計画第2部第4章等にも記載しております。</p>	38-207-
○ 第2部「計画の具体的な展開」について			
● 施設整備について			
7	<p>◆既存資源の活用</p> <p>「住み慣れた地域」を広くとらえ、東京都全域での特養の整備を見直す必要があるのではないか。今ある資源を十分に生かす視点を施策に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>特別養護老人ホームの整備目標については、区市町村が地域の介護ニーズに基づき算定したサービス見込量等を踏まえて定めています。</p> <p>また、都による経費の補助は、創設（新築）に限定せず、改築や改修も対象としています。</p> <p>さらに、老朽化した特養の建替えを促進するため、都用地を活用して建替え期間中の代替施設を設置し、利用を希望する事業者が交代で利用できる仕組みを構築していきます。</p>	122-
8	<p>◆軽費老人ホームの利用料補助</p> <p>軽費老人ホームA型及びB型について、ケアハウス等へ建て替えをした際に、継続して施設の利用を希望する場合で、利用量が増加する場合などに、建替えた施設の利用料に対して補助制度を設けるべきではないか。</p>	<p>軽費老人ホーム（ケアハウス、都市型軽費老人ホーム）については、施設整備費補助の他に、利用者の負担を軽減するため、施設を運営する社会福祉法人等に対して、施設サービスの提供に要する費用の一部を補助しており、今後も高齢者福祉の向上を促進してまいります。</p>	141-
9	<p>◆措置による支援が必要な人の把握</p> <p>養護老人ホームの待機者が減少しているとあるが、単身高齢者や低所得高齢者が増えており、介護以外の福祉的な支援が必要な場合も少なくない。区市町村等は社会福祉法人等と連携しながら、措置による支援が必要な人の把握を積極的に行うべきではないか。</p>	<p>養護老人ホームの利用にあたっては、区市町村において、入所措置すべき者を把握し措置が行われているものと考えております。</p>	141-
10	<p>◆措置費の増税対応</p> <p>都内の区市町村では、消費税が8%に増税された後も養護老人ホームに対する措置費の増税対応がなされていない。都としても積極的な対応を図るべきではないか。</p>	<p>全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会においては、国に対し消費税引き上げに伴う養護老人ホーム等の負担軽減のための必要な財政措置を要望しており、引き続き国に働きかけてまいります。</p>	-

No.	ご意見	東京都としての考え方	関連頁
● 介護人材の確保・定着・育成について			
11	<p>◆介護職の雇用支援</p> <p>介護職の人材不足が常態化している。介護職の雇用への支援をお願いしたい。</p>	<p>都内で必要とされる介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境の改善」の視点から、キャリアパスの導入支援、職員宿舍の借上げ支援や新卒者等の介護職員の奨学金返済に対する支援等の都独自の施策を実施するなど、総合的に対策を進めてまいります。</p>	207-
12	<p>◆人材派遣等に対する対応</p> <p>有料職業（人材）紹介会社が広く応募対象者を押さえてしまっており、獲得には1人あたり100万円近くの費用が発生している。何らかの対策や規制を検討いただきたい。</p>		
● 施設整備と介護人材対策について			
13	<p>◆施設整備と介護人材対策</p> <p>特養整備について、人材不足によりフロアが開設できない等の事象が発生している。地域の状況を見ながら計画を検討すべきではないか。</p>	<p>特別養護老人ホームの整備目標については、区市町村が地域の介護ニーズに基づき算定したサービス見込量等を踏まえて定めています。</p> <p>また、都内で必要とされる介護人材の安定した確保・定着・育成に向け、「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境の改善」の視点から、キャリアパスの導入支援、職員宿舍の借上げ支援や新卒者等の介護職員の奨学金返済に対する支援等の都独自の施策を実施するなど、総合的に対策を進めてまいります。</p> <p>なお、施設整備においては、例えば、ユニット型特別養護老人ホームにおける1ユニットあたりの定員について、国基準では「10人程度」と定められているところ、都は独自基準で「12人以下」に緩和しており、10人を超えるユニット数については、国基準では「総ユニット数の半数以下」と定められているところ、都は独自基準で「制限なし」に緩和しています。</p>	122-207-
14	<p>◆施設整備と介護人材対策</p> <p>特養の整備について、目標とする数値と現況とが大きく乖離しているように感じる。加えて介護人材が確保できずに運営ができない施設も現れている。今一度、待機者状況を把握し、効率よい計画を策定することが大切ではないか。</p>		
15	<p>◆施設整備と介護人材対策</p> <p>施設整備については、人材確保の観点や対策を踏まえたうえで計画するとともに、一部基準の緩和や求人に関する費用の支援等、直接的な対策も検討いただきたい。</p>		

No.	ご意見	東京都としての考え方	関連頁
● 高齢者の住まいの確保等について			
16	<p>◆住宅施策と福祉施策の連携</p> <p>民間賃貸住宅への入居促進による重層的なセーフティネットの強化については、生活困窮者自立支援制度との連携が必要ではないか。</p>	<p>東京都では、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「高齢者の居住安定確保プラン」の策定や、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図る区市町村への支援等を目的とした「東京都居住支援協議会」の設置・運営などについて、住宅施策を所管する都市整備局及び福祉施策を所管する福祉保健局とが連携し、高齢者等の居住の安定確保に取り組んでいます。</p> <p>また、東京都居住支援協議会では、これまで、広域的な立場から、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等を行うことにより、区市町村協議会の設立・活動を支援してきました。引き続き、こうした取組を通じて、区市町村による入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援し、2020（平成32）年度までに区市の50%以上で居住支援協議会が設置されることを目指します。</p>	165-175-
17	<p>◆住宅施策と福祉施策の連携</p> <p>居住支援協議会の設置について、区市町村が広域で設置できるようにし、目標値を超える設置となるようにするとともに、生活困窮者自立支援制度の任意事業である一時生活支援事業との連携についても検討すべきではないか。</p>	<p>さらに、住宅セーフティネット法に基づく住宅相談などの入居支援等を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度を活用し、低所得者などの住宅確保要配慮者に対する居住・生活支援の取組を促進していきます。</p>	
18	<p>◆生活支援付きすまい確保事業</p> <p>生活支援付きすまい確保事業について、社会福祉士を活用し、地域での孤立化を防ぎ、必要な社会資源につなげていくソーシャルワークによる実践を行う必要があるのではないか。</p>	<p>生活支援付きすまい確保事業については、実施の各区市町村が、地域の特性に応じて住宅確保及び生活支援を一体的に行っているところ。入居後の生活支援については、社協、社会福祉法人、NPO法人等が訪問・電話による見守りや相談を行っています。</p> <p>都としては、引き続きこのような区市町村の取組を支援していきます。</p>	176
19	<p>◆要配慮者対策の充実</p> <p>要配慮者への支援体制充実に当たり、東京都災害福祉広域支援ネットワークの機能充実が求められる。災害復興まちづくり支援機構との更なる連携を図るべきではないか。</p>	<p>東京都災害福祉広域支援ネットワーク充実のため、関係団体と図上訓練等を通じて、実効性のある体制づくりを進めています。今後も、関係団体と連携を深め、要配慮者の支援体制充実に努めてまいります。</p>	202-
● 在宅療養の推進について			
20	<p>◆切れ目ない医療サービスの提供</p> <p>「平成37年の地域包括ケアシステムの姿」に記載のある「切れ目ない医療サービスの提供」を実現するために東京都はどのような施策を考えているのかを明記してほしい。</p>	<p>計画第2部第5章「在宅療養の推進」の中で、「地域における医療と介護の連携等」について、主治医、副主治医の導入等による24時間の診療体制の確保や、病状変化時に利用できる後方支援病床の確保など、在宅療養患者を支える地域の取組を促進していくことを記載しています。</p>	251-
21	<p>◆在宅療養におけるケアマネジャーの役割</p> <p>医療・介護連携や入退院支援は介護支援専門員が中心となって行うことが多く、多職種連携の中心として、在宅療養患者を支える地域の取組に介護支援専門員について記載してほしい。</p>	<p>計画第2部第5章「在宅療養の推進」において、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員等、在宅療養に関わる多職種が緊密に連携した地域における在宅療養体制の確保」として、多職種連携の必要性について記載しています。</p> <p>また、入院時（前）から、入院医療機関と、かかりつけ医、介護支援専門員等の地域の医療介護関係者が連携した取組が必要である旨、記載するとともに、「在宅療養の推進（イメージ図案）」においても、生活面を支えるキーパーソンの一人として、ケアマネジャーを記載しています。</p> <p>その他、第2部第4章「介護人材対策の推進」の中で、高齢者の在宅生活を支えるため、多様なサービス主体と連携して高齢者を支援できるよう、介護支援専門員が中核的役割を担うことの重要性等についても記載しています。</p>	249-254-261-207-

No.	ご意見	東京都としての考え方	関連頁
● 介護予防の推進と支え合う地域づくりについて			
22	<p>◆地域包括支援センターの機能強化</p> <p>「平成37年の地域包括ケアシステムの姿」では地域包括支援センターが上部に配置されているが、地域包括支援センターは、人員や研修機会の不足があるのではないかと懸念されている。</p>	<p>地域包括支援センターに期待される役割が増大する一方、センターの効果的な運営に向けた体制の確保が課題となっています。都は、地域包括支援センター職員の増配置の支援や職員研修などを実施し、センターの機能強化に向けた区市町村の取組を推進してまいります。</p>	309-
23	<p>◆フレイル対策について</p> <p>「フレイル対策」は「要支援」に対する地域支援事業を充実させることが重要であるから、「フレイル対策」として地域支援事業を充実すると記載してはどうか。</p> <p>また、各区市町村がフレイル対策を行うように明示してはどうか。</p> <p>さらに、施策の方向においても、フレイル対策について記載すべきではないかと懸念されている。</p>	<p>高齢者が、フレイルの状態に至ることなく、健康な状態で高齢期を過ごすためには、バランスの良い食事と定期的な運動を心がけるとともに、外出や趣味活動、地域での交流など、社会とのつながりを保ち、活動的な状態を維持し続けることが重要です。そのため本計画においても、都の施策の方向として、望ましい生活習慣の実践に関する普及啓発や、住民運営の通いの場づくりに取り組む区市町村への支援などについて記載しています。</p>	315-
24	<p>◆歌を活用したまちづくり</p> <p>首都圏に存在する声楽家を活用し、地域交流や多世代交流、認知症予防など、歌で街づくりをできないかと懸念されている。</p>	<p>高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支え、世代を超えた交流を促進するため、文化・スポーツ活動等を支援してまいります。</p>	328-
25	<p>◆住民主体の団体への支援</p> <p>地域住民等が担い手・当事者となり、サービスや場に参加し作り上げることは大切なことだと思う。そのような仕組みやグループが長く継続するためには、人・物・金が必要であり、区市町村からの助成も大切ではないかと懸念されている。</p>	<p>高齢者の誰もが地域ではつらつと活躍できる社会を実現するため、文化、教養、スポーツ活動等を促進するほか、空き店舗等を利用して高齢者が気軽に立ち寄り、参加できる活動の拠点を整備する区市町村を支援してまいります。</p>	328-

● 地域包括ケアシステムの姿について 「No.4 ケアマネジャーの位置づけ」 その他意見

- ・在宅で介護サービスを利用するすべてに関わるサービスなので、「地域包括ケアシステムの姿」に居宅介護支援事業所を「介護」の「在宅系」に位置付けてほしい。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中に、ケアマネジャーを位置づけるべきではないか。人材育成には含まれているが、ケアマネジャーの所属している場を設けてほしい。
- ・ケアマネジャーは要介護者の相談、介護機関との連絡調整、介護サービス計画の作成等に携っている。図の中に記載してほしい。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中にケアマネジャー（居宅介護支援事業所）がない。他の事業者は網羅されているので位置づけてほしい。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中にケアマネジャー（居宅介護支援事業所）の記載がない。日々高齢者と寄り添い、サービスの調整や医療との連携を行っているので、記載してほしい。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中でケアマネジャーはどの部分を担っているのか記載がない。相談支援だけでなく、入退院、医療介護のシームレスな関係づくりのためにも必要な職種である。
- ・地域包括支援センターと同等の位置づけで、ケアマネジャー（居宅介護支援事業所）を位置づけるべきではないか。ケアマネジャーは関係機関やサービスとの調整、医療との連携等援助を行っている。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中でケアマネジャーの立場を示してほしい。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中にケアマネジャーも含めてほしい。「高齢者一人ひとりの自立と選択を支援」するにあたり、ケアマネジャーが力を発揮していく必要があると考える。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中にケアマネジャーや居宅介護支援事業所を位置づけるべきではないか。ケアマネジャーは高齢者の自立支援に向けて、医療と介護の連携等、コーディネートを担って行く専門職です。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中にケアマネジャー（居宅介護支援事業所）を位置づけるべきではないか。高齢者が地域で安心して暮らし続けるためにはケアマネジャーも重要な役割を持っている。
- ・利用者の生活を俯瞰的視点で捉える期間が必要であることから、「地域包括ケアシステムの姿」の中に居宅介護支援事業所を入れてほしい。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中に、第6期では介護の位置にあった居宅介護支援事業所がない。高齢者に必要な支援をコーディネートする介護支援専門員及び居宅介護支援事業所を位置付けてほしい。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中にケアマネジャー（居宅介護支援事業所）を位置づけるべきではないか。認知症の支援、介護予防、施設、医療すべてに関わっている柱（主軸）であるケアマネジャーの記載は必要。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中に居宅介護支援事業所及びケアマネジャーを加えてほしい。ケアマネジャーは在宅生活を送る要介護者を支える要であると考えます。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中に、ケアプランを作成しコントロールタワーとして寄り添ってくれるケアマネジャーがいないのは住民として不安を感じる。誰がその役割を担っているのか明記してほしい。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中に在宅介護サービスのキーマンであるケアマネジャーの位置づけを明示してほしい。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中に在宅系サービスとして居宅介護支援事業所を追加してほしい。利用者と関係機関の連携等にケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所の存在は不可欠考えます。
- ・ケアマネジャーのスキル、質の向上は必須であり、居宅介護事業所単位でのレベルアップも必要であることから、「地域包括ケアシステムの姿」の中に居宅介護支援事業所を表記すべきである。
- ・「地域包括ケアシステムの姿」の中に、地域の高齢者にとって自宅での暮らしを支えるキーマンであるケアマネジャー（居宅介護支援事業所）を明記してほしい。